

小牧勤労センター使用料の一部過徴収に伴う 返還金の請求について

令和元年10月1日から令和4年6月20日までの間、小牧勤労センターの使用料のうち、下記の施設利用において、過徴収していたことが判明しました。

今後、対象となっている方(団体の場合は代表者様)に返還金請求に関する書類を郵送いたしますので、必要項目を記載のうえ、同封の返信用封筒にて商工振興課へご返信ください。書類の返送があった方から順次返還いたします。

ご利用した皆様にご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

バドミントン利用 **1面1時間につき210円** **誤徴収額220円**

卓球利用 **1面1時間につき100円** **誤徴収額110円**

※ご自身が対象かどうかご不明な場合は、商工振興課もしくは勤労センター受付までお問い合わせください。

小牧市役所商工振興課
問い合わせ先：0568-76-1134
(8時30分～17時15分)土日祝を除く